

テレワークに関する府省連携について

令和8年6月30日

総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・内閣官房・内閣府・デジタル庁・環境省

1. 関係府省の役割分担

- (1) 総務省は、ICT活用による社会変革実現の観点から、テレワーク導入による働き方改革を推進するとともに、とりまとめの主務官庁の役割を担う。
- (2) 厚生労働省は、多様な働き方の実現の観点から、雇用面におけるテレワーク導入支援や普及啓発に努める。
- (3) 経済産業省は、企業価値向上の観点から、テレワークの導入拡大による生産性上昇や経営改革の推進に努める。
- (4) 国土交通省は、都市部への人口・機能の過度の集中による弊害の解消と地域活性化等の観点から、テレワークの普及・促進への取組を実施。
- (5) 上記4省は、関係府省及び（一社）日本テレワーク協会をはじめ産学との連携の下、テレワークの普及啓発に努める。
- (6) 内閣官房、内閣府、デジタル庁及び環境省は、上記4省と連携し、ワークライフバランスの実現、国家公務員のテレワーク推進、地方創生に資するテレワーク、業務継続性の向上、デジタル化・DX、脱炭素につながる働き方等を推進する。

2. 関係府省連絡会議の開催

テレワークに関する府省連携を強化するため、関係府省連絡会議を開催し、テレワーク推進に向けた各府省の取組の共有や連携施策の検討・推進を行う。

（事務局：総務省情報流通行政局地域通信振興課）

構成員は、以下のとおりとする。

（政務）

総務省：	総務副大臣（議長）
厚生労働省：	厚生労働副大臣
経済産業省：	経済産業副大臣
国土交通省：	国土交通副大臣
内閣府：	副大臣（地方創生担当）
環境省：	副大臣

（事務）

内閣官房：	内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁） 内閣審議官（内閣人事局）
内閣府：	官房審議官（男女共同参画局担当） 地方創生推進室次長
デジタル庁：	戦略・組織グループ 審議官
総務省：	大臣官房総括審議官（情報通信担当）
厚生労働省：	大臣官房審議官（雇用環境、均等担当）
経済産業省：	官房審議官（IT戦略担当）
国土交通省：	官房審議官（都市担当）
環境省：	大臣官房審議官（地球環境・環境再生等担当）